

博士學位論文要約

Summary of Doctoral dissertation

論文題目： ドイツ親子法における血縁主義とその限界

氏名： 山下 祐貴子

要約：

法的な親子関係の認定にあたって、血縁関係の有無が基本的な考慮要素となることはいうまでもないが、血縁上の親子関係と法律上の親子関係が一致しない場合が生ずることは避けられない。その場合に、直截に血縁関係の存否に即して法的な親子関係の成否を決めるのか、それとも何らかの例外を認めるべきなのか、といった問題は、実親子法の根幹にかかわる問題である。令和4年12月10日に、民法（親子法制）等の改正法案が成立したが、この改正法により嫡出否認制度や認知無効に関する規律の見直しが予定されている。

ドイツ親子法も、わが国と同様に生物学上・血縁上の親子関係を基礎として法的親子関係の確定を企図しており、ドイツ民法（以下、「BGB」という）の制定当初は、日本と同様に嫡出否認に関しては母の夫のみに、子の出生を知ってから1年以内に限り否認権を認めていた。しかし、関係する種々の利益の比較衡量を重ねながら、徐々に否認権者の拡大と否認期間の延長が行われ、ついには、2003年の連邦憲法裁判所の決定を契機として、2004年の法改正により、生物学上の父にも否認権が与えられることとなった。現行ドイツ親子法においては、法的な父、母、子に加えて、生物学上の父が否認権者として規定されている（BGB1600条1項）。もっとも、生物学上の父は、他の否認権者とは異なり、いかなる場合でも法的な父子関係を否認することができるわけではない。すなわち、BGB1600条2項は、法的な父とその子の間に社会的家族的関係（sozial-familiäre Beziehung）がないときにだけ、生物学上の父に否認権を認めている。すなわち、否認の場面では、法的な父と子との間に築かれた「社会的家族的関係」は血縁よりも優先されるべき要素であり、ここには、現に形成された家族としての結付きを保護することが意図されている。

他方、生物学上の父が法的な父子関係を否認することができず、その結果、自らが法的な父となれない場合でも、ドイツ法上は、生物学上の父に、子との面会交流や子に関する情報請求が認められる余地がある。これは、連邦憲法裁判所の決定やヨーロッパ人権裁判所の判決を契機として新設されたBGB1685条2項及び1686a条を根拠とするもので、法的な親子関係に基づかない面会交流権や情報請求権が認められる場合があることを規定している。

そこで、本稿ではドイツにおける学説上の議論や、蓄積された裁判例をもとに、いかなる場合に生物学上の父は否認権や面会交流権、情報請求権を行使しうるのかを明らかにし、ドイツ親子法における血縁主義の本質とその限界について考察を試みた。

本稿での検討を通し、ドイツでは基本法上も生物学上の父の権利が保護されるが、その貫徹を阻む法的な父と子との社会的家族的関係は、血縁主義の限界であることが分かった。もっとも、具体的に、社会的家族的関係とはどのような関係を指すのかについては、子と法的な父の築いてきた関係がどれほど緊密で、「今後もなお継続する関係といえるのか」を中心に、子を取り巻く環境や子の立場に応じた柔軟な解釈がなされていた。したがって、生物学上の父の否認権には比較的高いハードルが設けられているともいえる。

一方で、生物学上の父も子との間に社会的家族的関係を築いている場合には、法的な親子関係を承認させるのではなく、面会交流が認められる余地がある。さらに、これまで子との間に社会的家族的関係を構築できていないときにも、その原因が生物学上の父にないような場合には、生物学的な血のつながりを基礎とする面会交流権及び情報請求権が認められる可能性がある。もっともここでも、要件として課される子の福祉の審査において、子を取り巻く環境や子の立場、子の意思が考慮されていた。

生物学上の父は、法的な父ではないものの、子との間に自然的血縁関係があることには変わりない。ドイツ親子法は、こうした自然的血縁関係に高い価値を認め、いわば法的な関係の成立に代えて、面会交流権や情報請求権によって子とのつながりを保持し、子の成長に関わる法的な権利を生物学上の父に認めているといえる。血縁を重視し、生物学上の父を単なる生物学上の父として終わらせない姿勢を読み取ることができた。

他方で、裁判例の運用を見ると、実際には、否認における社会的家族的関係や、面会交流における子の福祉の審査の際に、子が現在どのような状況にあるのかが配慮されており、子を取り巻く環境や子の立場といった考慮要素が血縁に対峙していることが分かった。